

JFAU-15 女子サッカーリーグ 2025 三重

実 施 要 項

2025/4/20 現在

1. 主 催 (一社) 三重県サッカー協会
2. 主 管 (一社) 三重県サッカー協会 女子委員会
3. 期 日 2025 年 5 月～11 月
4. 目 的 三重県内で活動する女子 U-15 年代の技術向上と普及、他チームとの交流を目的とする。
5. 会 場 県内グラウンド
6. 参加資格
 - (1) (公財) 日本サッカー協会に加盟登録選手であること。
 - (2) 小学 5 年生～中学 3 年生までの女子選手に限る。
 - (3) 小学生以下の選手だけの参加は不可とする。
 - (4) クラブ申請制度の適用：本協会より「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームから移籍すること無く、上記(1)のチームで参加することができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。なお、選手は、上記(2)を満たしていること。選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。
 - (5) 合同チーム：主体となるチームの選手数が 16 名未満の場合、複数チームによる「合同チーム」の参加を以下の条件により認める。(東海 U15 参入戦には出場できない)
 - ・①主体となるチーム及び、その選手は、それぞれ上記(1)及び(2)を満たしていること。
 - ・②合同するチームの選手は、上記(2)を満たしていること。なお、選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。
 - ・③極端な勝利目的のための合同チームではないこと。
 - ・④合同チームとしての参加を三重県サッカー協会女子委員長が別途了承すること。
 - ・⑤参加申込手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、主体となるチームが行う。
 - (6) リーグの初戦、追加登録の際に、試合会場に電子登録証(写真付出力)を持参すること。
7. 参加申込 チーム代表者が参加意思、メンバー表の提出を期日までに行うこと。
 - ①リーグ参加意思 4 月 19 日(土)
 - ②メンバー表 5 月 2 日(金)
8. 競技方法
 - (1) 1 回総当たりで行う。
 - (2) 大会登録選手人数は定めない。
※追加選手に関しては、協会登録後各試合日までに必ず事務局まで連絡すること。
 - (3) 交代は試合前に申告された 7 名のうち、最大 7 名までの交代とする(再入場なし)。
※但し、ハーフタイム、脳震盪など急な負傷時は除く。

- (4) 試合時間 30-10-30 (分)
- (5) 大会試合球は、5 号球を使用。(持ちより)
- (6) 1 チームの競技者が 7 人未満になった場合、『0-6』の不戦敗とする。
- (7) 順位は、下記の順序によって決定する。
 - 1. 勝ち点 (勝 3・分 1・負 0)
 - 2. 得失点差 (得点－失点)
 - 3. 総得点
 - 4. 勝率 (総勝数÷総負数)
 - 5. 前記項目が同一の場合は、抽選とする。
- (8) リーグ途中、諸事情によりリーグ参加できなくなったチームが発生した場合はそのチームとの対戦成績を白紙とする。そのチームの順位は最下位とする。

9. 競技規則

- (1) リーグ実施年度の (公財) 日本サッカー協会競技規則に準じて行う。
- (2) 本大会において退場を命じられた者は、次の一試合に登録できない。
- (3) 本大会期間中、警告 2 回を受けた者は、次の一試合には登録できない。
- (4) ユニフォームは試合前に当該チームで相談のうえ決定する。
※合同チームや緊急の場合にはビブスの着用を認める。

10. 審判

- (1) 各日程で試合をしていないチームが行う。(積極的にユース審判の育成をする)
例) A 対 B 試合中 C が審判
- (2) 副審は、試合をしていないチームが 1 名ずつ行う。
- (3) 審判着着用は義務付けないが、選手と見分けのつく服装とする。
- (4) 交代、記録は、本部当番チームが行う。

- 1 1. 参加費 20,000 円 ※下記口座までチーム名にてお振込み下さい。5 月 2 日 (金) までに
振込先: 百五銀行 四日市支店 普通 口座番号 768338
一般社団法人三重県サッカー協会女子委員会 女子委員長 小澤亮二

1 2. JFA U-15 女子サッカーリーグ 2026 東海

優勝チームは、JFA U-15 女子サッカーリーグ 2026 東海参入戦への権利を得る。

1 3. 傷害保険

参加選手は全員、傷害保険に加入のこと。試合会場における負傷・疾病等については、各チームが責任を負う。

1 4. 懲罰

本リーグは、(公財) 日本サッカー協会が定める懲罰規程に基づき、本リーグに係る懲罰問題を処理するために大会規律委員会を設ける。(大会規律委員長ならび委員については決定後連絡します。)

15. その他

- (1) 感染症対策として、参加スタッフ、選手、試合観戦者の健康状態の確認や氏名、連絡先の提出をお願いする場合があります。
- (2) 新型コロナウイルス拡大により、急な試合の延期、中止となる場合があります。

【事務局】

三重県サッカー協会女子委員会 U-15 部長 西山芽衣

携帯：070-2242-0393 E-mail：m.nishiyama@veertien.jp